

議 案 第 70 号

摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

地方税法の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市税条例の一部を改正する条例

摂津市税条例（平成16年摂津市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第19条第1号中「扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第29条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改め、同条第6項中「第2条第7項」を「第2条第6項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第30条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第46条第13項中「第10条の2の8第2項」を「第10条の2の8第5項」に改め、同条第14項中「第10条の2の8第3項」を「第10条の2の8第6項」に、「同条第4項」を「同条第7項」に改め、同条第15項中「第10条の2の8第5項」を「第10条の2の8第8項」に改める。

第55条中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第12条の2中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第46条及び附則第12条の2の改正規定 公布の日

(2) 附則第6条の改正規定 令和4年1月1日

(適用区分)

2 改正後の摂津市税条例第15条第2項、第19条第1号及び第30条の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。